

市立函館病院
開放型病床運営要領
(利用の手引き)

平成26年4月1日 実施

平成29年 9月 発行

令和 2年10月 改訂

令和 6年 4月 改訂

令和 7年 4月 改訂

病院案内

病院の名称 市立函館病院 (TEL 0138-43-2000)

(FAX 0138-43-4434)

所在地 〒041-8680 函館市港町1丁目10番1号

開設者 函館市長 大泉 潤

診療科 内科，呼吸器内科，消化器内科，循環器内科，脳神経内科，血液内科
外科，呼吸器外科，消化器外科，心臓血管外科，脳神経外科，乳腺外科，
整形外科，形成外科，精神神経科，リウマチ科，小児科，皮膚科，
泌尿器科，産婦人科，眼科，耳鼻いんこう科，リハビリテーション科，
放射線診断・IVR科，放射線治療科，麻酔科，緩和ケア科，病理診断
科，歯科，矯正歯科，歯科口腔外科，救命救急センター，健診センター

病床数 648床

一般病床 582床（開放型病床5床）

結核症病床 10床

精神病床 50床

感染症病床 6床

はじめに

市立函館病院は、南渡島二次医療圏内における中核病院として、地域の医療機関との相互連携を図り地域完結型医療を推進するとともに、地域医療の向上に寄与するため院内に開放型病床を設置しました。

当院の開放型病床は、地域医療機関の医師ならびに患者さんの診療に役立てていただくため、当院の施設・設備を利用することを目的としています。

開放型病床は、一般病棟に5床を準備しておりますので、どうぞご利用ください。

I. 開放型病床とは

開放型病床は、病院のベッドや施設・設備の一部を登録医に開放した病床のことです。開放型病床を利用することで、入院した患者さんを、登録医が訪問し、病院の医師と共同して治療を行うことが可能となります。この共同診療により、登録医と病院の医師の2人のもとで、患者さんの入院前、入院中から退院後まで一貫した継続治療を受けることができます。

II. 登録医制について

1. 登録医とは

市立函館病院開放型病床において、当院主治医と共同で患者さんの診療を行うため、市立函館病院開放型病床登録医申請書（様式1）にて、市立函館病院に届け出た二次医療圏の保険医療機関の医師および歯科医師などを総称します。

2. 登録医となるための手続きについて

- 1) 市立函館病院開放型病床登録医申請書（様式1）に必要事項を記入し、市立函館病院地域連携課へ提出ください。
- 2) 市立函館病院より登録医証（様式2）を交付します。
- 3) 登録医を辞退する場合は、「登録辞退届け」（様式3）を市立函館病院地域連携課に提出ください。
- 4) 登録医となった後、市立函館病院開放型病床運営委員会において不相当と判断された場合は登録を抹消されることがあります。

3. 登録期間について

登録医の登録期間は、1年間とします。年度の途中から登録された場合の登録期間は、登録日の属する年度の末までとします。なお、登録期間は登録医と市立函館病院の双方に特別の事情がない限り自動更新となります。

Ⅲ. 入院の申し込みと手続きについて

1. 入院受入れ対象患者さんについて

小児科，内科系，外科系，歯科診療科の患者さんで，市立函館病院開放型病床責任医師と当該診療科の医師とで，受入れ可と判断した患者さんとさせていただきます。

2. 開放型病床について

一般病床5床を準備しています。当該診療科病棟に空床がない場合は，病棟を変更する場合があります。

3. 入院の手続きについて

1) 開放型病床を利用される場合は，予約申込書に開放型病床を使用する旨を記載し，市立函館病院地域連携課へFAXで申し込みます。

市立函館病院地域連携課 直通 FAX : 0120-503-620

直通 電話 : 0120-506-280

受付時間 : 8時45分～16時45分

2) 患者・家族に対し開放型病床入院説明(様式4)に基づき説明してください。

3) 当院で入院受入れが可能か協議後，返答は当日遅くとも翌日にいたします。診療科によっては，外来受診後に入院していただく場合もあります。なお，病状によって入院治療を急ぐ場合はこの限りではありません。

4) 入院日時，外来受診日が確定しましたら，予約票をFAXします。止むを得ず受入れできない場合は，折り返し電話連絡します。

※土曜，日曜，祝日，年末年始や時間外は原則受入れができませんので，函館市の救急システムに従って対応をお願いします。

5) 患者さんは，指定された日時に市立函館病院に来院し，1階ロビー1番窓口(新患受付)にお越しください。

6) 入院時に患者さんに持参いただく書類など

(1) 予約票，診療情報提供書(原本)，検査，画像データなど

(2) マイナ保険証または資格確認書，公費医療受給者証書(該当の患者さんのみ)

7) 病室について 個室，4人部屋がありますので，個室ご希望の場合は事前にご連絡ください。(自己負担)

差額室料一覧

	料金（税別）
特別室（個室）	15,000円
差額室（個室）	3,000円

IV. 診療について

1. 開放型病床での共同診療について

- 1) 市立函館病院担当医師が院内主治医，登録医が副主治医（以下副主治医とします）となります。
- 2) 入院診療については，院内主治医と副主治医が十分協議し，連携して診療に当たります。入院診療計画書の作成は，副主治医と協議の上，院内主治医が作成し説明します（電子カルテに副主治医名を入力）。

2. 副主治医の診療について

- 1) 診療時間は，原則として平日9時～20時までとします。
- 2) 前もって登院予定日・時間を決めている場合は，市立函館病院地域連携課へご連絡をお願いします。
○事前連絡先：地域連携課 電話：0120-506-280 FAX：0120-503-620
なお，予定日以外に登院される場合は，主治医または病棟へ直接連絡をお願いします。
- 3) 診療時は，ユニフォーム，ネームを着用願います。ネームは病棟で受領してください。
- 4) 駐車場について
自家用車で登院する場合は外来駐車場を利用し，日中は総合案内，夜間は守衛室で持参したネームを提示し，駐車券の認証を受けてください。
- 5) 病棟に入る際は，ナースステーションに登院された旨お申し出ください。また，登録医来院簿（様式6）に記入をお願いします。
- 6) 診療を行う際は，一般的な医療安全対策，病院感染対策などを遵守願います。
- 7) 診療記録について
患者の診察内容や院内主治医との協議内容等を副主治医が電子カルテに入力してください。
- 8) 指示出しする場合は，院内主治医に連絡をお願いします。両者の合意の上，院内主治医が電子カルテに入力します。

- 9) 患者さん入院後の検査指示等は，原則院内主治医が行います。
- 10) 手術については，院内主治医と協議の上判断いたします。
- 11) 医薬品及び診療材料は市立函館病院採用品を使用します。
- 12) 必要に応じて，院内のカンファレンスに出席することができます。

V. 退院，転科，転床について

1. 患者さんの病態によっては，院内主治医と副主治医が協議の上，ICUまたはECUへ一時的に転床する場合がありますが，状態が安定したら開放型病床に戻します。
2. 患者さんの退院は院内主治医と副主治医との合意により決定します。退院後の治療方針についても，両者の合議により行います。

VI. 診療への報酬について

1. 副主治医の診療報酬について

1) 診療情報提供料（I）

開放型病床入院時に診療情報提供書を患者さんに持参させた場合，診療情報提供料（I）が算定できます。

2) 退院時共同指導料加算

退院に際し，退院後の療養上必要な指導を共同で行った場合は，退院時共同指導料1が算定できます。

2. 副主治医に対する報酬

1) 共同診療については，開放型病床に入院している患者さんを診療した場合に1日1人につき10,000円を支払します。

2) 手術応援については，当院の臨時の診療応援にかかる謝礼単価に準じて支払います。

3. 市立函館病院の診療報酬

退院に際し，退院後の療養上必要な指導を共同で行った場合は，退院時共同指導料2を請求します。

VII. 医療事故について

1. 開放型病床利用患者さんに発生した医療事故については、市立函館病院職員と当該副主治医がその処理に当たり、費用などについては、原則として病院が加入している医療賠償責任保険を適用します。
2. 上記以外の場合については、その都度協議の上処理します。

VIII. 開放型病床に関する運営委員会について

1. 開放型病床の効率的かつ円滑な運営について協議するため、市立函館病院開放型病床運営委員会（以下「運営委員会」という）を設置します。
2. 運営委員会は、委員長および医師、看護部、医事課、地域連携課、庶務課の職員で組織し、委員長は、開放型病床責任者とする。
3. 運営委員会は、年1回開催し、委員長が必要と認めたときは臨時運営委員会を開催します。
4. 運営委員会において、登録医として不適当と判断した場合は登録医を抹消することがあります。
5. 運営委員会の事務局は、市立函館病院地域連携課に設置します。